

(2) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

ポイント

◆日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の児童生徒の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、児童生徒との深い信頼関係を築く。

1 いじめ認知における感覚

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事象の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。

- (1) 教師は気づきの力を磨くとともに、日ごろから、児童生徒の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、児童生徒が発する危険信号を見逃さない。
- (2) 児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。(訴えの強弱や主張の隔たりに左右されず客観的に対応する。)
- (3) いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを十分に認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。

3 生活ノートや日記等を活用する。

児童生徒の生活ノートや日記により、児童生徒の生活状況や気持ちの理解に努める。

4 アンケート・生活実態調査、個人懇談等を実施する。

定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、いち早く対応する。

5 教育相談機能を充実する。

学校内の専門家(養護教諭、スクールカウンセラー等)との連携及び学校等による相談機能を充実させ、児童生徒の悩み並びに保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。児童生徒はいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして、一方では、「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分に認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

6 子ども、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。

7 児童生徒に関する情報交換を日常的に行う。

教育委員会に報告！！

組織で対応、協議、支援、指導の方向性の共通確認

イ 早期対応

- 1 校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、校内いじめ対策委員会を中心に、学校全体で組織的に対応する。
- 2 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- 3 事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- 4 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- 5 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- 6 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- 7 いじめ事象が発覚した際には、個人情報取扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

ウ 評価改善

いじめ防止に係る取組のさらなる改善を図るため、学校評価の項目にいじめ防止のための取組を位置づける。

- 1 学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 2 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知徹底する。

エ 留意事項

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大等により、感染者及び濃厚接触者並びに医療従事者の家族等に対する差別・偏見・誹謗中傷等のいじめが発生することを防ぐため、感染症に対する正しい知識を持つことや人権を尊重する態度の育成に係る指導の充実を図る。

(3) いじめへの具体的対応

ア いじめ被害者への対応

ポイント

◆本人との信頼関係を構築することが基本

- 1 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。
(心のケア、親身な対応、秘密厳守)
- 2 いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- 3 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。
- 4 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 2 いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを児童生徒及び必要に応じて保護者との面談等により確認する必要がある。

イ 被害者の保護者への対応

- 1 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- 2 いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対を守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- 3 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善を図ることができるように努める。
- 4 家庭との連絡を密にする。

ウ いじめ加害者への指導・措置

- 1 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- 2 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- 3 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- 4 一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- 5 場合によっては、警察及び関係機関等との連携を行う。
- 6 加害児童の内面の理解と心のケアに努める。

エ 加害者の保護者への対応

- 1 自分の子どもが起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- 2 いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- 3 保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。
- 4 自分の子どもの責任を十分認識させ、被害者に適切な対応がなされるように促す。

オ いじめ観衆・傍観者への対応

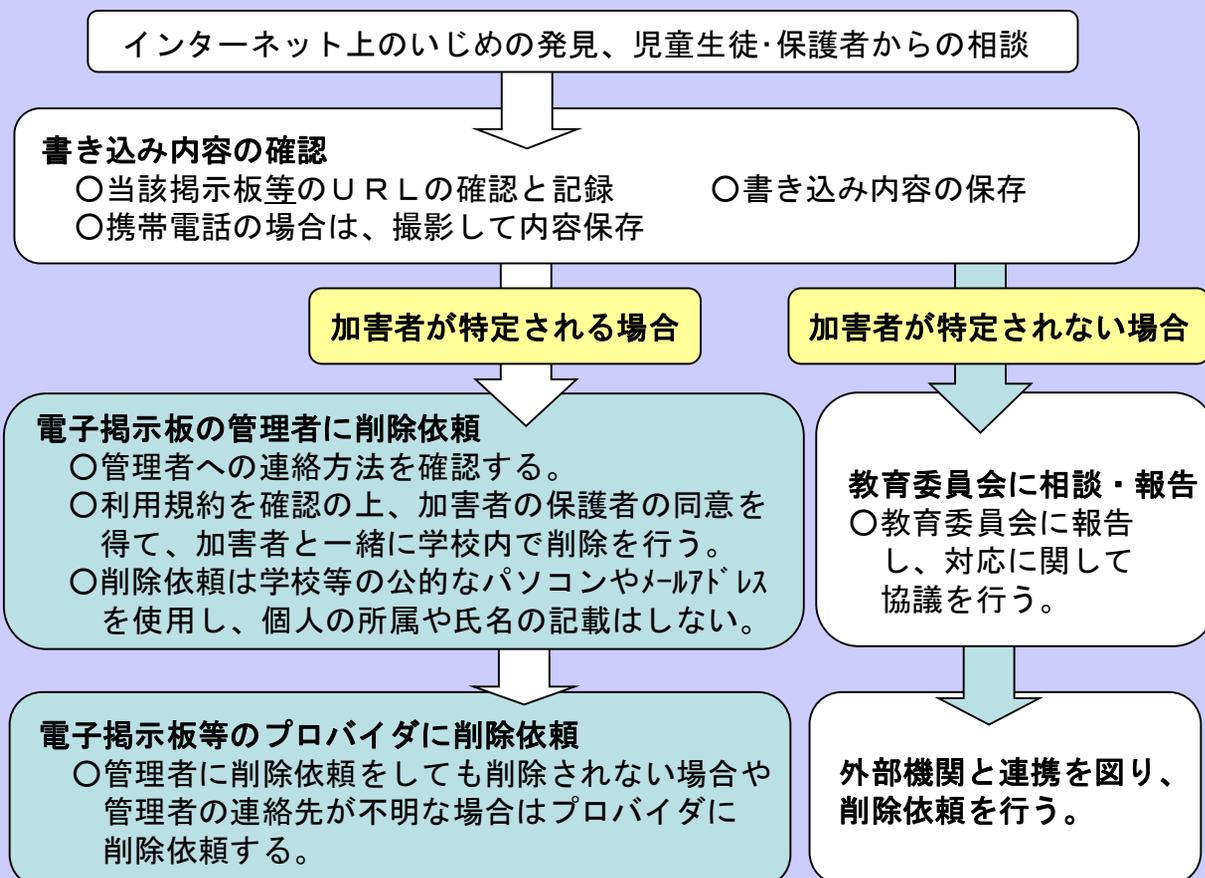
- 1 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- 2 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- 3 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- 4 いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- 5 情報提供した児童生徒が、その後、情報元を特定され、そのことを責められたり次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

カ インターネット上のいじめ対応

◇「インターネット上のいじめ」の特徴

- 1 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- 2 インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害者にも被害者にもなってしまう。
- 3 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がインターネットを通じて流出し、悪用されやすい。
- 4 一度流出した情報は、回収することが困難となり、不特定多数のものからアクセスされる危険性がある。
- 5 保護者や教師など周囲の大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握できず、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくいいため、発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

◇電子掲示板等への誹謗・中傷等への対応



* 以上の手続きでも削除されない場合は、警察や法務局に相談する。

電子掲示板等での被害を防ぐために 児童生徒への指導のポイント

- 1 電子掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- 2 インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ることや、電子掲示板への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- 3 電子掲示板を含めインターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

電子掲示板等での被害を防ぐために 学校・家庭で心がけること

< 4 つ の 観 点 >

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①理解促進・実態把握 | ②情報モラル教育の充実とルールの徹底 |
| ③未然防止・早期発見・早期対応 | ④いじめられた子ども等へのケア |

1家庭では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 携帯電話等の必要性・危険性についてしっかり話し合う。持たせる場合は、家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

2学校では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 情報モラルの指導をより一層充実する。
- (4) 基本、学校には持ち込まないことも含め、学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- (5) 家庭に対し、情報モラルについてしっかり話し合うことを啓発する。

3未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動に協力、実施していくことが重要である。
- (2) 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童生徒へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。